

小町寺考

村上紀夫

論要旨

本稿では洛北の市原にあり、小町寺と通称される補陀落寺を取り上げて、三昧聖と地域社会の関係を考察する。補陀落寺は市原の惣墓に成立した小規模な堂宇であったが、寛永一八年を契機に寺院としての景観を整えた。それと同時に勧進に協力した鞍馬村・鞍馬寺が補陀落寺に積極的に介入するようになる。先行研究では補陀落寺の三昧聖が天和二年迄には「住持」に取って代わられるとしているが、姿を消したわけではなく、対立を続けながら併存していた。しかし、元禄期の灯笼売却事件により、在地寺院の自立性は否定され、住持の弟子譲りが否定される。また、三昧聖も相前後するように墓役を返上している。こうして補陀落寺は鞍馬村によって一元的に管理されることとなる。また、小町伝説は三昧聖が語ったとされてきたが、小町伝説は重層的な歴史性を帯びたもので、正徳からあまり遠く遡らない時期に新たに語られたものである可能性もある。

はじめに

近年、惣墓や三昧聖に関する研究が進み、個別事例の報告もさかんなされてきた。京都や京都近郊についても様々な研究が蓄積されてきた。^{〔1〕} 京都の五三昧や南山城については個別事例の研究によって他の地域との比較も可能になってきた。しかしながら、木津惣墓をのぞき京都近郊には泉州や大和のような惣墓があまりなく、泉州で蓄積されてきたような村落結合と三昧聖との関係を窺うことの出来るような研究がない。そこで、本稿では京都近郊の惣墓とその寺院を取り上げて、三昧聖と地域社会の関係を考察したい。

ここで検討するのは洛北の市原にあり、小町寺と通称される補陀落寺と五ヶ村が利用する惣墓である。補陀落寺については、既に細川涼一の研究があり、もともと同寺は墓守の寺であり、葬送に従事する被差別民である「おんぼう」(三昧聖)が居たところであることが指摘されるとともに、「通小町」などの語りは三昧聖によって死霊を成仏に導く芸能として語られたのではないかとされた。⁽²⁾しかし、細川は三昧聖と小町伝説との関係を指摘するのみで、在地社会と当該寺院との緊張関係については触れられていない。また、「おんぼう」は史料上の記載で「清僧」とされる僧に補陀落寺を追われることを指摘はするが、なぜ、どのように追われたかについては明らかにしておらず、その後の小町伝承についても言及していない。

しかしながら、三昧聖や惣墓について考える上で、地域との関係に言及していないのは不充分であると言わざるを得ない。そこで、本稿では在地の史料をみることを通じて、三昧聖と地域社会について明らかにし、その中で小町伝承が如何なる意味合いを持っていたのかについて検討したい。

一、小町寺と三昧聖

現在の補陀落寺は京都市左京区市原に所在する天台宗の寺院で、山号を如意山という。寺院境内には小野小町の供養塔や深草少将の供養塔と伝えられる石像物があり、小町像、小町老衰像などが内陣に祀られている。この補陀落寺は謡曲の通小町の舞台ともされていることから、「小町寺」と俗に称されている。

同寺は京都から鞍馬寺への参詣路の途中にあり、市原村の入り口にあたる篠坂に所在する。⁽³⁾また、市原村は上賀茂神社の支配に属し、長く鞍馬寺と領有関係をめぐって争論が繰り返されていたが、一方で交通を媒介として市原・鞍馬・野中・二瀬・貴布禰の五か村が村落結合をもっていた地域であったことが知られている。⁽⁴⁾

この補陀落寺は、もとは静原にある北山の餌取法師が建立した寺であると伝えられ、深養父ゆかりの寺とされるが、後に退転し市原に再興されたとされている。しかし、元禄十一年(一六九八)の紀行文『都の手ふり』で浅香山井が「村の入口右の方に補陀落寺あり。むかし清原の深養父の建てられし寺にはあらずとぞ」と喝破していたように、⁽⁶⁾早くに退転していた同名寺院とは無関係であったと考えていいだろう。

さて、それではこの補陀落寺について確かな史料から検討していくこととしよう。細川涼一は、この補陀落寺が惣墓の墓守の寺であるとしている。実際、この市原には五ヶ村の惣墓がある。これは、『実隆公記』にも記載があり、中世まで溯ることが出来る。現在も本堂の南北に墓地が広がり、北側に比較的古い近世の墓石や一石五輪塔が並び、南側には比較的新しい墓石がならんでいる。

この現在の補陀落寺の史料上の初見とみられるのは寛正二年（一六四二）の「補陀落寺山」の売券である⁽⁷⁾。これにより中世後期には補陀落寺と称する寺院があったことは確認できる。篠坂の惣墓が中世から確認できるので、寛正期までには同所に寺が成立していたと考えて大過ないであろう。

しかしながら、これは「補陀落寺山」に関するもので寺に直接関わるものではなく、確実に寺院としての補陀落寺について記述した史料の登場はもう少し下ることになる。寛永一八年（一六四一）に宗伝によって作成された補陀落寺の什物を記した「寺之什文之覚」⁽⁸⁾が補陀落寺に関する最初の確実な史料である。それでは、この「寺之什文之覚」が何故この時期に作成されたか考えてみよう。この宗伝については、延宝五年（一六七七）の「補陀落寺住持につき鞍馬惣代口上書」⁽⁹⁾に「宗伝坊と申僧」が「四十年余主持」していたところ、「寺たいはに及候を鞍馬寺中江申被上竹はしら申被請候門前中者、宗伝坊勸進を被致御本尊寺共ニ宗伝坊願人にてこんりう被致候」とある。また、宗伝の名前は出されないが後述する寛文一一年（一六七二）の訴状にも「五拾年以前鞍馬寺寺中門前不残奉加を以て再興したとあり、恐らく寛永頃に補陀落寺の再興が行われたと考えてよいであろう。そうすれば、先の「寺之什文之覚」は補陀落寺の再興にあたり、寺の什物を書き記したものと考えてよいのではないだろうか⁽¹¹⁾。

なお、後の史料だが黒川道祐の筆にかかる地誌『雍州府志』巻四には「称市原之堂、誤為補陀落寺」とあることからも窺えるように、再興以前は近郷五ヶ村が利用する惣墓の墓寺であるとともに「市原之堂」と地名を冠して呼称される市原村の境界に建立された「村の惣堂」⁽¹³⁾にあたるような施設であったのではないだろうか。

また、この「再興」の主体については、争論史料なので聊か注意は必要だが、「鞍馬寺寺中門前不残奉加」とあることから少なくとも近世初頭に鞍馬門前を中心とした勸進によって行われたものであることは間違いないであろう。そうすれば、近世の初頭に大破していた「市原之堂」を宗伝が鞍馬門前で勸進をおこなったことよって再興し、それを契機に寺院としての景観を整えたと考えてよいのではないだろうか。

町 寺 考
小 ところで、細川涼一は寛文一一年（一六七二）の訴状を詳細に分析することで、この補陀落寺を墓守の寺であったとされた。三味聖と補陀落

寺との関係を考える上で重要な史料であるので、やや長文にわたるが細川氏が根拠とされた史料を全文引用しておこう。

乍恐言上返答

相手市原村おんぼ
五郎左衛門

鞍馬
惣中

一市原村篠坂墓所は往古より市原・野中・二瀬・貴布禰・鞍^馬□此五ヶ村之葬送之廟所ニ紛無御座御事

一同所阿弥陀堂者昔より鞍馬村之支配として上葺石垣等迄修理仕来候、四ヶ村より少々合力を得申事も候へ共大分鞍馬より修理仕来候、此堂鞍馬村之支配ニ紛無御座段者四ヶ村之年寄中判形にて慥成書付仕荻野与兵衛殿迄進置申候御事

一阿弥陀堂住持すへ申義も先蹤より鞍馬村分清僧をゑらひ宗旨を正し、其上慥成請人を取、判形を致させ鞍馬村よりすへ置申候、勿論四ヶ村分住持すへ申たる例さへ無御座御事

一五郎左衛門と申者ハ五ヶ村のおんぼにて死人を葬、活命仕候ものにて御座候、則市原村之内ニ彼等一党別家を構、居住仕いやしきものにて御座候へハ、阿弥陀堂など支配仕候わけ曾以無御座御事

一今度 毘沙門様御開帳ニ付、參詣衆をす、め堂修理のためと申奉加仕、色々偽を申由承候へ共、堂修理之義と御座候へハ、先々ためらい一日〱と延引仕候処、銭など大分取込本より堂の用ニハ不仕、私欲ニ仕候由承候故、鞍馬中寄合を仕五月六日ニ人を遣シ、此方へ断も不申、其上無住之堂にて勸進仕段子細之義也、乍去堂修理のためならハ双方立合、互ニ相談之上にて勸進を仕修理可仕と申、五月六日之さんせんを吟味仕符を付、先おんぼニ預ケ置番之者ハ鞍馬へ帰り申候、翌日も番を遣候へハ、はや昨日之さんせん妻子眷属の飯米ニ仕候由にて壹銭出し不申故、七日よりのさんせんハ番のものと鞍馬年寄と相符仕、堂の留守居坊主ニ預ケ置申候を押入仕候と、僻事 御公儀様迄夥敷申上候様成徒者にて御座候、先五郎左衛門方ニ三月三日より五月五日迄之内大分取込候さんせん、急度出し候様ニ被仰付可被下候

一五拾年以前鞍馬寺中門前不殘奉加を以阿弥陀堂再興を仕、則奉加帳を板札ニしるし仏前ニ打置申候処ニ、此奉加帳をも五郎左衛門ぬす

み取、出し不申候、此等とも御吟味被成下度候

一堀川三位様庄屋より御年貢皆済取候由申上候、此堂無住之内一兩年立後々證拠ニ可仕とたつ之御年貢立申事も可有御座候、既ニ先住寺毎
年御年貢上納申来候、于今先住寺存命仕候間ニ召寄御尋被成可被下候、此等ハ堂を支配仕候證拠ニハ成申間敷と奉存候御事

一篠坂證文ハ行庵・行秀盜取候付 御公儀様へ申上籠者ニ仰付及□□候処ニ 青蓮院様坊官衆迄隣郷者を以御託言申上候故、籠者御赦免被
成候、右段々坊官衆能御存候間御尋被成可被下候

右之趣少も紛無御座候間、急度被仰付被下候ハ、忝可存候、以上

寛文十一年

亥ノ六月廿七日

鞍馬村惣代

道常
明圓 蔵

御奉行様

なお、この史料には阿弥陀寺とあるが、この時期に鞍馬村等五か村の墓地を管理していた寺としては補陀落寺以外には考え難く、細川がいうように小町寺のことについて記したものとみて間違いないであろう。

ここから、細川はこの史料から市原の墓地を天台系寺院と関係があり、「おんぼう」（三昧聖）が管理していたことを明らかにした。この他にも補陀落寺と三昧聖について、重要な情報を読みとることができる。まず、補陀落寺の進退は村寄り合いによつて議定されていたことがわかる。つまり、基本的に補陀落寺は鞍馬村等五ヶ村によつて運営がなされており、寺院は完全に自立的な存在ではなかったらしいことが知られる。これは先に見たように寺院が鞍馬門前での勧進によつて「再興」されたこととも無関係ではないだろう。また、「おんぼう」は俗名を名乗っており、俗体の可能性もあること、そして「市原村之内ニ彼等一党別家を構」とあるように補陀落寺とは別に市原村内に居住し、「妻子眷属」をもつていたことなどがわかる。

町 寺 考
また、見過ごしては成らないのは「清僧」と「おんぼう」の関係であろう。補陀落寺の建立に重要な役割を果たした鞍馬村が独自に「清僧」を寺に置いているらしく、その一方で五郎左衛門という「五ヶ村のおんぼう」がこの寺に関わっていたらしいのである。細川氏は「おんぼう」については比較的詳細に論じているが、この「清僧」についてはあまり言及されていない。そこで、ここで三昧聖ではない「清僧」とされた僧は

どのような立場の存在であったかについて見ていこう。

この史料に先だつこと八年。寛文三年（一六六三）の請状を見ると次のようにある。

請状之事

一 浄雲寺申候道心市原村補陀落寺之留主もりに致被申候、此仁健成人にて御さ候間、我等請にたち申候、御はつとのきりしたん^二而も無御さ候、又ハころひニてもらう人^二而も無御さ候、若此仁付何様之あしき儀出来仕候とも我等罷出相すまし可申候、御寺へも村中へも少も御なんかけ申間敷候、仍而後日請状如件、

寛文三年

卯ノ二月廿六日

御所之内町請人
茂左衛門（印）

補陀落寺

頼心様参¹⁵

主

浄雲（花押）

すなわち、浄雲という「道心」が御所内町茂左衛門を請人として「留主もり」となっていることがわかるのである。先の史料で「宗旨を正し、其上慥成請人を取、判形を致させ鞍馬村よりすへ置」いたという表現とも一致し、鞍馬村が「清僧」と称していたのは、鞍馬村から補陀落寺の留守を預かる「留守居」であると考えていいだろう。すなわち、留守居は鞍馬村が寺に置いて管理をさせている者であり、一方の「おんぼう」は市原・野中・二瀬・貴布禰の四ヶ村（恐らく実際には市原）が墓地の管理をさせている三昧聖で、寺とは別のところに居住していたであろう。

すなわち、五〇年程前に再興された補陀落寺には、寺の管理をする「留守居」と、寺周辺に展開する墓所の管理をする「聖」の二通りの「僧」が関わっていたことが確認できる。また、「留守居」の背後には「鞍馬村よりすへ置申候」とあるように鞍馬村があり、「おんぼう」の後ろには市原村が存在していたことも窺えるのである。とすれば、この争論は鞍馬村が寺の管理のために置いた留守居と市原村等が惣墓の管理のために抱えていた「おんぼう」との間で起こった散銭をめぐる摩擦が原因であるとともに、補陀落寺支配を目論む鞍馬村と寺を村内に抱える市原村の代理戦争という側面もあったとも考えられるであろう。この訴訟が如何なる結果となったのかは、残念ながら史料がないので明らかにすることができないが、補陀落寺の複雑な構造がわかったところで、先へ進むことにしよう。

二、補陀落寺と留守居

その後の補陀落寺の「留守居」は、鞍馬寺の支配のもとで「住持」として代々弟子に寺を継承していくようになる。それがわかるのが、例えば元禄四年（一六九二）の次のような文書である。

請状之事

一市原村篠坂補陀落寺祥雲と申候坊主先住了空弟子譲りニ請取居申候、宗門者浄土宗旨ニ而御座候、就夫鳥目壹貫文持参仕候、於御公儀様御法度之趣少も相違仕間敷候、其外不行義之儀仕候ハ、寺之儀者惣且那中之支配ニ可被成候、仍而為後日之請状如件

元禄四年

辛未四月廿九日

住持

祥雲（印）

御藏庄屋

又左衛門（印）

鞍馬大物年寄中様¹⁶

参

すなわち、補陀落寺において留守居は弟子に代々住持を譲りつづけていくのである。ここで史料から確認できた補陀落寺の歴代住持の一覧を掲出しておこう（表1）。

細川は天和二年（一六八二）の「東北歴覧記」に「爾来称念派ノ僧守之、不断念仏ヲ執行シケリ」とあること¹⁷から、このころには「おんぼう」（三昧聖）に代って浄土系の僧が定着したと解釈している。しかし、「おんぼう」は決して姿を消したわけではなかったのである。先程の史料で「おんぼう」の五郎左衛門を訴えた鞍馬寺の道寛と明圓は、さらに延宝五年（一六七七）に「市原村に罷有候おんぼう助太夫と申者我寺と申かけ不及異儀に、りふじんに妻子ともに寺江ふみいり申候」と訴える¹⁸。また、同史料には「おんぼう助太夫と市原村年寄相談仕助太夫と一味に罷成候而御公儀様江罷出候」とあり、ここでも「おんぼう」と市原村が共同で事に当たっていることがわかる。

【表1】 補陀落寺歴代一覧

名前	年 代	備 考
宗伝	～寛永18～	勸進にて復興
頼心	～寛文 3. 2.26	
浄雲	寛文 3. 2.26～	
了空	～元禄 4. 4.25	
祥雲	元禄 4. 4.25～元禄 9.10.20	了空弟子、浄土宗
如念	元禄 9.10.20～	祥雲弟子、浄土宗
是心	～元禄14. 8.14	灯籠一件で出奔
是運	元禄14. 8.16～元禄14.10. 9	留守居
教音	元禄14.10. 9～正徳 2. 6.26	鞍馬で剃髪
善寿	正徳 2. 6.26～	鞍馬で剃髪、天台宗
浄運	～元文 4. 3～	

さて、「おんぼう」も鞍馬村からせめられるばかりではなく、時に寺との関係を主張し攻勢にも出る。先の史料で「おんぼう」とされた助大夫は次のような口上書を鞍馬寺に宛てて出しているのである。

乍恐口上

一青連院御門跡様御下鞍馬海道市原村道くん・助大夫と申者ニ而御座候、同村ニきやうぜう山くたらく寺と申て空也上人之開紀にて天たい宗之寺御座候、然ニ我々当寺ヲ空也上人分ゆつり請、則代々天たいニまぎれなく法義ヲおこなひ申候、然ハ我々鞍馬両度之御神事を相勤申候、夫ニ付寺内ニ住所仕候事難成候故、当寺ニ堂守ヲ置、我々ハ外ニ住所仕候所ニ南禅寺之御下ノ百性当寺ヲ惣堂之様ニ仕、則すへ置申候堂守ヲなひけ今更真言之開紀と申此寺を我方へ引取可申と様々我ま、を仕候、我々鞍馬寺之法会ヲ取おこなひ代々天たいニまきれ無之、殊ニ空也上人之證文をんきをゆつり請居申候、然上ハ右之者共被為召寄如何様共被為 仰付被下候ハ、有難忝可奉存候、以上

元禄九歳

市原村くたらく寺

子ノ二月廿一日

道くん(印)

助大夫(印)

鞍馬山

法印様¹⁹⁾

こうして、「おんぼう」の助太夫らは鞍馬の神事に奉仕するため常は寺におらず、その間に南禅寺領の百姓が惣堂のようになつていたことを訴える。また、助太夫らは「留守居」・「住持」を「寺内ニ住所仕候事難成候故、当寺ニ堂守ヲ置、我々ハ外ニ住所仕候」とし、あくまでも自分たちが常に寺には居られないために置いた「堂守」に過ぎないとする。また、助太夫らは、空也以来の由緒を述べ、自分たちが天台系である

ことを主張しておいて、「堂守」は「真言」だと言っているといい、外部から人を呼ぶことにより宗旨の混乱をきたす可能性を示唆し、論陣を張っている。

このことから、寛文以後も細川が言うように留守居に一本化されているわけではなく、墓地との関わりもあり「おんぼう」（三昧聖）は排除されることなく存在し、未だに留守居とは対立を続けていることが知られるのである。

三昧聖が排除されることなく存在し続けた背景には鞍馬村と市原村が補陀落寺の支配をめぐる対立をしており、市原村が三昧聖側についていたという現実問題があったのであろう。このように鞍馬・市原両村が補陀落寺の支配をめぐる対立した背景には、急速に鞍馬参詣客が増加したことに伴い、補陀落寺に集まりはじめた「散銭」があったのであろう。実際、寛文の訴状の日付は寛文十一年（一六七二）六月二十七日であるが、同年の六月二三日には鞍馬寺の開帳が行われ、大勢の参詣客が訪れているのである。⁽²⁰⁾

三、灯籠一件とその後

ここまで、補陀落寺の「住持」「留守居」と「おんぼう」の対立を見てきたが、元禄期に補陀落寺において画期ともいべきひとつの騒動が起ることになる。同寺の灯籠を僧が無断で売却しようとしたのである。この事件の経過は聊か煩雑なので詳細は別表に譲ることにする（表2）。恐らく、鞍馬村によって据えられた補陀落寺の住持が、弟子譲りを繰り返すうちに次第に寺の什物を私物化するようになってきたことがこの事件の背景にあるのであろう。

ここで注目すべきは、灯籠をめぐる事件が次第に市原村と鞍馬の争論に発展し、誰が補陀落寺を支配するかが論点となっていることである。市原村は補陀落寺は水帳などを証拠に昔より市原村支配とし、鞍馬は住持は代々鞍馬より来ているとし、鞍馬支配を主張する。ここでは、過去の判例などから鞍馬支配を命じる裁許が下り、奉行所から補陀落寺は鞍馬寺支配とし、鞍馬寺のものと市原年寄が立合で什物を改め、昼夜番を命じられる。市原村は年貢地の寺地を鞍馬に支配されるのは不都合であるとするが、「隣郷二出作人作無之哉」と一蹴される。ここに見られるのは、市原村の寺院を他村に支配される事への反発である。市原村は古来より上賀茂神社の支配に属し、鞍馬とは長期にわたる争論が繰り返されてきている。恐らく、墓地と交通を媒介とした村落結合も決して盤石ではなく、様々な矛盾を孕んでいたことが窺えるであろう。

【表2】 元禄14年灯笼一件

日付	事項
6月14日	住持是心と先住如念が和泉屋五郎兵衛同道で補陀落寺の石灯笼を所望する。大名の所望であるが憚りがあつて江戸の羅漢寺がもらいうけるという。
6月16日	石灯笼は古来より大切にしているもので、そのようなことは「不存寄義」であり驚いているとして、鞍馬年寄が奉行所へ訴え出る。訴訟に対し、その主張を認め、大名衆よりの所望があれば、年寄を召し寄せ相対の上で然るべき様にする と伝えられる。
7月7日	鞍馬村七組年寄が補陀落寺へ灯笼の寸尺を改め、灯笼の預り手形をとるべく補陀落寺を訪れると、住持の是心は一兩日中に手形を届けると返答。
7月12日	是心が手形を出すことはできないという。
7月25日	寺を預かりながら什物を預かっていないとは得心がいかないで、住持の居替えを年寄が奉行所に訴える。
8月11日	寺は水帳などを証拠に昔より市原村支配とし、鞍馬は住持は代々鞍馬より来ているとし、鞍馬支配を主張する。過去の判例などから鞍馬支配を命じる裁許が下る。住持のことは市原村庄屋が請人となって請状を鞍馬へ提出することになる。
8月12日	是心呼び寄せ石灯笼預り証文と市原村庄屋請状を出すよう命じる。是心は裁許なので従うが、請状は市原へ帰り相談し14日までに調進すると返答。
8月14日	14日夜に是心は弟子の是運を残し寺を出る。
8月15日	是心出奔の旨を奉行所へ届ける。後住は鞍馬より送ることとし、それまで什物は留守居の是運に預ける。
8月16日	是運の立合で什物の改めをしようとする と、市原村から今後、寺のことは関わらない旨を公儀に届けるので、それまで待つよう申し出がある。
8月17日	夜、野中村・二ノ瀬村・貴布禰村・鞍馬村に18日出頭するよう差紙が届く。
8月18日	未明、市原川の洪水により野中村・二ノ瀬村・貴布禰村・鞍馬村出京せず。
8月19日	四ヶ村から出京。22日に五ヶ村とも罷出よう下命。
8月22日	奉行所から補陀落寺は鞍馬寺支配とし、鞍馬寺のものと市原年寄が立合で什物を改め、昼夜番を命じられる。市原村は年貢地の寺地を鞍馬に支配されるのは不都合であるとするが、「隣郷ニ出作入作無之哉」と一蹴される。
8月23日	什物改めにあたり市原村側が何度も相違をいうので再び出訴
8月25日	市原村庄屋加兵衛が不届きであるとして手錠を命じられる
8月26日	再度什物改めを行った結果、縁起が見つからないので是運を問いただすと、是心が羅漢寺の依頼により差下したとの返答をうけ、驚き出訴する。奉行は是運に対し、9月10日までに縁起を取り戻し、鞍馬へ渡すよう厳命する。
9月11日	縁起が江戸から届き、市原から奉行へ届けられる。同日、鞍馬年寄が後住を鞍馬で剃髪した教音とするよう願い出る。
10月9日	教音に後住を仰せ付けられるとともに縁起を奉行所から受け取る

※ 「補陀落寺出入覚書」(「大徳仲間文書」BⅢ-12)をもとに作成



補陀落寺の灯籠

在地の支配権と鞍馬寺の支配権の相克。しかし、最終的には寺院の一元支配という流れにそった裁許が下り、在地寺院の自立性は否定されるのである。

恐らく、こうした事件のせいで住持も弟子譲りが認められなくなる。先の請け状でも「不行義之儀仕候ハ、寺之儀者惣旦那中之支配ニ可被成候」とあったが、ここで実際に寺を惣中が管理するようになっていく。それを物語るのが次の寺請状である。

(端裏書)
「善寿寺請状」

寺請状之事

一市原村之端ニ有之補陀落寺之儀ハ往古ハ鞍馬支配紛無御座候、右寺住寺之義ハ七組ハ御寺中江御願ニ付拙僧江被仰付住寺相

勤申候、則入寺為祝儀七組へ鳥目壹貫文致進入候、宗旨之儀者天台宗ニ而鞍馬寺御寺中之内ニ而剃髮仕候拙僧ニ付、如何様之六ヶ敷義出来仕候共、此加判之者共何方へも罷出埒明村中江御難少も掛申間敷候事

一右寺ニ有来り候什物之儀、別紙ニ有之書付之通無相違、慥ニ預り申候、後日ニ寺指戻申候節ハ右之什物改相渡シ可申候事

一右寺之儀以後弟子譲りニ願申間敷候、其上如何様之儀出来候共七組年寄中へ相届差図ヲ請何事も相勤可申候、勿論不時ニ出来候義ハ猶以早速改可申候事

右之趣少も相違致申間敷候、若シ於相違ニ者如何様とも可被仰渡候、其時一言之儀申間敷候、為後日寺請状仍如件

正徳貳年

辰ノ七月八日

補陀落寺
住持 善 寿 (印)

請人大門町
徳兵衛 (印)

鞍馬村
七組年寄中

参⁽²¹⁾

同

平右衛門(印)

一見して明らかのように、これまでの請状と異なり、ここでは「七組分御寺中江御願ニ付拙僧江被仰付住寺相勤申候」とし、「其上如何様之儀出来候共七組年寄中へ相届差図ヲ請何事も相勤可申候」と「七組」の絶対的な位置が確認されたとともに、「右寺之儀以後弟子譲りニ願申間敷候」と、これまでのように弟子譲りをするをしないと明言しているのである。

なお、ここでいう「七組」とは、鞍馬寺門前村落の地下百姓で大惣仲間、宿直仲間、僧達仲間、名衆仲間、脇仲間、大工衆仲間、大使仲間かなる。⁽²²⁾ こうして、補陀落寺は鞍馬村の支配に組み込まれたと言えるであろう。

また、先の灯笼一件で市原村が補陀落寺に対する支配権を否定されたことよって、「おんぼう」(三昧聖)はその後ろ盾を喪失する。その結果、補陀落寺に対する鞍馬七組の支配が確認された翌年に「おんぼう」も補陀落寺に隣接している惣墓の墓役を返上したことが次の史料から知られる。

手形之事

一五ヶ村之墓役指上申候、於此義後日違乱申間敷為其手形如件

正徳三癸巳

五月三日

西 誓

源 太郎

平左衛門

徳之助

鞍馬年寄中参

右本紙御寺中ニ有之⁽²³⁾

こうして鞍馬寺の置いた留守居とおんぼうが互いに牽制しあいながら存在していた補陀落寺の状況は崩れ、鞍馬村の支配下にある住持が一元的に寺を管理することとなる。

こうして在地の惣墓に建立された小堂であった補陀落寺は市原村を排除することに成功した鞍馬村の七組の支配をうけることになった。そして、鞍馬七組を通じて鞍馬寺が住持を送り込み支配するようになると、当然のように鞍馬寺は補陀落寺を末寺に取り込んでいく。鞍馬寺が補陀落寺を末寺として支配するにあたっては、一定の抵抗もあったようで享保一三年（一七二八）には争論となっているが、結局は次のように条件付きで支配が認められる。

（享保一三年二月）
同月十日月性院歎喜院参上、市原普陀洛寺本末之出入二付二条役所三而吟味之由言上、同十一日月性院参上落着之旨、尤本寺二而無之支配者格別之旨也ト云々⁽²⁴⁾

こうして、条件付きで鞍馬寺支配が認められた補陀落寺は次第に名実ともに鞍馬寺の支配をうけるようになる。後の文化二年（一八〇五）の寺院改めでは鞍馬寺末となっているので、鞍馬寺の末寺として正式に支配をうけることになるのであろう。こうして、中世的な村の惣墓・墓寺であった補陀落寺は、大惣仲間の支配下に入っていく、近世的な本末関係のなかに取り込まれていくのである。

四、補陀落寺と小町

以上、やや詳しく補陀落寺をめぐる諸状況を見てきた。それでは、最後に補陀落寺と小町伝説について見ておくことにしよう。細川涼一氏は小町伝説は「おんぼう」（三昧聖）が語ってきたとされたが、それでは「おんぼう」が撤退した後はどうなっていたかが次に気になるのである。果たして「おんぼう」が居なくなつてから後、小町の伝説は失われていたのであろうか。

実は、三昧聖が居なくなつたからといって小町に関わる伝承が語られなくなるといふことはなく、むしろ後になるほど色々なものが増えていく。住持の弟子譲りが否定された正徳二年（一七一一）には補陀落寺の什物がすべて書き上げられているが、その後⁽²⁶⁾に書かれた寛政一二年（一八〇〇）の紀行文である『但州浴泉記』には、補陀落寺で小町が「常に手馴し硯石」や「深草の少将の冠」を開帳していたことが記されているし、文化一三年（一八一六）の『旅日記』には「阿房宮の瓦の硯」「巻絹の文庫」などを見せていたことが書かれている⁽²⁸⁾。すなわち、三昧聖の語りか否かは措くとしても、三昧聖が補陀落寺との関わりを喪失して以降も小町に関する伝説は肥大していつていることは疑いな

町 寺 考

い。また、元文には大破のため開帳も願ひ出られているが、⁽²⁹⁾このような宝物の出開帳の機会も小町寺の由緒を喧伝する上では重要な意味合いを持つていたことであろう。そもそも、土地の特殊性と語りを求める人々の存在、観光資源としての伝説の活用などが語りを成長させていったとみていいだろう。

なお、正徳元年（一七一）刊の『山州名跡志』には「其東の寺の庭に小野小町・四位少将が墓と称するあり。古老云、近世の新説也」とあることは容易に看過することができない記述である。この「古老」の記憶を信じるならば、補陀落寺と小町の関係は、正徳からあまり遠く廻らない時期に新たに語られたことであると考えられるであろう。そうすれば、細川が言うように通小町は市原の三昧聖の語りではなく、寧ろ市原を舞台とした謡曲に引き付けられた「新説」であると考えてよいのではないだろうか。また、想像を逞しくすれば正徳期に「近世」とされた「新説」が語られ始めた時期は、寛永の再興以降のことではないだろうか。

寛文六年（一六六六）刊行の狂歌集『古今夷曲集』巻九には「市原野、小町が石塔をみてよめる」として信海が「色見えて移らふ物は石塔の人の名書きの墨にぞ有ける」と詠んでおり、この時期の補陀落寺では石塔に「人の名書」が添えられていたことが知られる。⁽³⁰⁾恐らく、石塔に小町墓であることを知らせるような立て札が添えられ、参詣に訪れていた人々に知らせていたのではなからうか。また、『日次紀事』では三月一八日に小町忌が行われていたことが知られる。このような法要や広報活動と鞍馬参詣の人々の増加が相俟って、次第に小町の寺として認知されるようになったのであろう。

むすびにかえて

ここまで補陀落寺を通して、市原村と鞍馬村・鞍馬寺の相克についてみてきた。簡単に要約すると、中世後期には市原にある五ヶ村共同の惣墓に墓守（三昧聖）の堂として建てられた「市原の堂」は近世初めに大破し、鞍馬門前の勧進によって再建され寺院の景観を整えたが、同時にこれから鞍馬村が寺院の管理に留守居などを置くようになり、運営などに介入するようになる。しかし、暫くは対立しながらも留守居（住持）と三昧聖は市原村の擁護をうけながら一定の自立性を認められて共存していた。その後、元禄の灯笼売却事件を契機に鞍馬村が住持の自立性を否定し、一元的に支配するようになる。その結果、市原村の庇護を失った三昧聖も排除されることになった。それと同時に補陀落寺は鞍馬寺の

補陀落寺関連略年表

和暦（西暦）	事 項
寛正2(1461)	2.19 岩倉村およめ補陀落寺山を売却する。
寛永18(1641)	11. 2 宗伝が補陀落寺の什物注文を作成する。
寛永19(1642)	10. 1 板碑が補陀落寺境内に建立される（板碑銘文）
寛永頃カ	大破した補陀落寺が鞍馬門前勧進によって復興する
寛文3(1663)	2.26 浄雲が「留守もり」となる
寛文6(1666)	-.- この年刊行の狂歌集に補陀落寺が「色見えて移らふ物は石塔の人の名書きの墨にぞ有りける」と詠まれる（『古今夷曲集』）
寛文11(1671)	3. 3 鞍馬寺の開帳があり、曼荼羅供が行われる（『華頂要略』） 6.23 27日まで鞍馬寺毘沙門の開帳がある（『華頂要略』） 6.27 「をんぼ」五郎左衛門を鞍馬惣中が訴える
延宝5(1677)	5.16 鞍馬惣代が「おんほう」助太夫が理不尽に寺に踏み入ったと訴える
天和2(1682)	-.- 黒川道祐が補陀落寺を訪れる。この時は浄土僧が寺を守っているという（『東北歴史記』）
貞享2(1685)	-.- このころ書かれた『日次紀事』に3月18日に小町忌が行われていることが記載される（『日次紀事』）
元禄4(1691)	4.25 了雲が弟子の祥雲に住持を譲る
元禄9(1696)	2.21 三昧聖道薫・助太夫が「堂守」を真言の開基と主張するとして訴える 10. 2 如念が祥雲から住持を譲られる
元禄14(1701)	石灯笼一件が起こる（表2参照）
元禄15(1702)	-.- この年年貢受取状が残る
元禄17(1704)	2.12 補陀落寺墓地の指図が雑色・奉行に提出される
正徳1(1711)	-.- この年刊行の地誌『山州名跡志』に小町墓は「近世の新説」と記載される（『山州名跡志』）。
正徳2(1712)	6.26 教音が什物が書き上げ鞍馬役者と七組に提出する 7. 8 善寿が入寺し、以後は弟子譲りしないことを鞍馬七組に誓う
正徳3(1713)	5. 3 「隠亡」西誓らが五ヶ村墓役差上の手形を鞍馬年寄に出す 5. 4 「隠亡」へ裁許の確認をするよう年寄が願い出る
享保13(1728)	12. 1 補陀落寺本末出入りについて「支配格別」の裁許が鞍馬寺に出される（『華頂要略』）
元文4(1739)	3.- 補陀落寺大破のため小町像・靈宝の開帳を願い出る
元文5(1740)	7.- 現在の「深草少将供養塔」が建立される（供養塔銘文）
文化2(1805)	11. 1 寺院改で鞍馬寺末として補陀落寺が記載される（『華頂要略』）

※ 「大惣仲間文書」については出典を省略した

末寺となる。

ここからは、細川がいうよりも複雑な在地社会の様相が浮かび上がってきた。また、小町伝説については、補陀落寺の管理主体の変化とは無関係に成長していったことが明らかに出来た。このことから、一つの伝説は決してある時期に特定の集団によって語り出されたものではなくて、重層的な歴史性を帯びたものであるということが指摘できるであろう。ここで補陀落寺が中世的な物堂から近世的な村落寺院に変容していく過程を見てきたが、その背景として寺檀制度の整備に伴う寺院の性格の変容と地誌や版行地図の刊行など、都市住民の観光地としての展開³¹がその要因としてあげられるであろう。

最後に現在の市原の墓地について言及しておきたい。現在も補陀落寺の周囲には広大な墓地が存在し、その入り口には平成七年七月付の「墓地使用のみなさまへ」と書かれた看板がある。そこには、墓地の管理者について「地元の旧五ヶ村からなる「共同墓地管理運営委員会」が行っています」とある。様々な矛盾を内包し、摩擦を繰り返しながらも、中世的な村落結合は未だ存続し続けているのである。

註

- (1) 近年の三昧聖に関する研究としては代表的なものに細川涼一編『三昧聖の研究』（碩文社、二〇〇一年）がある。
- (2) 細川涼一「『通小町』と市原野小町寺の惣墓」〔『中世の身分制と非人』日本エディタースクール出版部、一九九四年〕、「京都・小野小町伝説の道」〔『中世寺院の風景』新曜社、一九九七年〕、「美人落魄―小野小町の流転」〔『漂泊の日本中世』ちくま学芸文庫、二〇〇二年〕
- (3) 市原村の位置付けについては、野地秀俊「中世後期における鞍馬寺参詣の諸相」〔『京都市歴史資料館紀要』第一八号、二〇〇一年〕を参照
- (4) 小谷利明「中世後期鞍馬街道五ヶ村の領有関係と地域結合」〔『京都市史編さん通信』第一九四―六号、一九八五年〕
- (5) 『今昔物語』卷二五「北山の餌取の法師、往生せる語」第二十七
- (6) 『史料 京都見聞記』第一卷
- (7) 「大惣仲間文書」(B III-1)、京都市歴史資料館架蔵写真帳による。以下、同文書引用の際は、京都市歴史資料館によって付された分類番号のみを記し、文書名は同館作成の目録に依った。
- (8) 「大惣仲間文書」(B III-3)
- (9) 「大惣仲間文書」(B III-6)
- (10) 「大惣仲間文書」(B III-5)
- (11) 現在、寛永一九年一〇月一五日の銘がある板碑が寺の入口に建っているが、时期的に考えてもあるいは寺の再建と関係があるかも知れない。
- (12) 『新修京都叢書』第一〇巻

- (13) 藤木久志「村の惣堂」(「村と領主の戦国世界」東京大学出版会、一九九七年)
- (14) 「史料京都の歴史」第八卷「左京区」(平凡社、一九八五年、四九三―四頁)にも翻刻されているが、本稿では「大惣仲間文書」(B III-5)によって省略ヶ所を補うなど、若干の補訂を行った。
- (15) 「大惣仲間文書」(B III-4)
- (16) 「大惣仲間文書」(B III-7)
- (17) 『新修京都叢書』第二二卷
- (18) 「大惣仲間文書」(B III-6)
- (19) 「大惣仲間文書」(B III-8)
- (20) 「華頂要略」巻七四「鞍馬寺雜記 第壹」(京都府立総合資料館架蔵写真帳による)、なお同年三月三日にも鞍馬毘沙門の開帳がおこなわれ、曼荼羅供が執行されている。
- (21) 「大惣仲間文書」(B II-15)
- (22) 鞍馬七組については、橋川正「鞍馬寺史」(鞍馬山開扉事務局出版部、一九二六年)、井上頼寿「京都古習志」(臨川書店、初版一九四〇年)、小谷利明「鞍馬寺と門前住人」(『鷹陵史学』第一五号、一九八九年)を参照。
- (23) 「大惣仲間文書」(B III-17)、なお西誓らが「おんぼう」であったことは「大惣仲間文書」(B III-19)に「隠亡西清」とあることからわかる。
- (24) 「華頂要略」巻七五「鞍馬寺雜記 第貳」
- (25) 「華頂要略」巻七五「鞍馬寺雜記 第貳」文化二年二月一七日に「門前惣堂並末寺」として「市原村補陀樂寺」とある。
- (26) 「大惣仲間文書」(B III-13)
- (27) 「史料 京都見聞記」巻二
- (28) 「史料 京都見聞記」巻三
- (29) 「大惣仲間文書」(B III-20)
- (30) 「新日本古典文学大系 七十一 番職人歌合 新撰狂歌集 古今夷曲集」(岩波書店、一九九三年)
- (31) 川嶋將生「京都案内記の成立——京見物と寺詣で——」(『洛中洛外』の社会史) 思文閣出版、一九九九年・鎌田道隆「近世京都の観光都市化論」(『近世京都の都市と民衆』思文閣出版、二〇〇〇年)

〔付記〕 本稿をなすにあたっては、野地秀俊氏からは史料の所在をはじめとして様々なご教示をいただいた。また資料の閲覧については京都市歴史資料館・京都府立総合資料館のお世話になった。なお、本稿は二〇〇二年一月、東アジア権異学会第一八回例会において口頭報告した草稿をもとに成稿したものである。席上、出席者各位からご意見や助言をいただいた。末筆ながら篤く感謝申し上げる。